

審議事項事前説明

屋外広告物の基準改正について

令和3年12月23日 まちづくり指導課

屋外広告物の基準改正について

屋外広告物とは (屋外広告物法第2条、条例第4条第1項・第5条)

- ・「屋外広告物」とは、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等
- ・掲出するためには、許可が必要（許可基準等に適合）

広告物の種類

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) 屋上を利用するもの | (11) アーケードを利用するもの |
| (2) 壁面を利用するもの | (12) 電車、自動車に表示するもの |
| (3) 壁面より突出するもの | (13) 垣、塀を利用するもの |
| (4) 自己の敷地に建植えるもの | (14) 広告幕 |
| (5) 自己の敷地外に建植えるもの
(野立広告物等) | (15) アドバルーン |
| (6) 電柱を利用するもの | (16) 広告旗 |
| (7) 街灯を利用するもの | (17) 立看板等 |
| (8) バス停留所標識を利用するもの | (18) 置看板 |
| (9) 消火栓標識を利用するもの | |
| (10) アーチを利用するもの | |

屋外広告物の基準改正について

自己の敷地に建植する広告物とは

自己の敷地内に掲出する、基礎を持った自立式の広告物のこと。

現行の基準について

自己の敷地に建植するもの（共通基準）

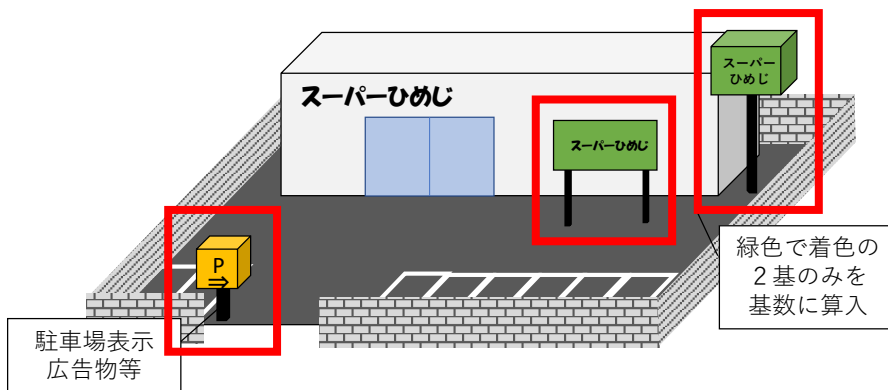
区分	基準
表示面積	1方向の表示面の面積20㎡以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30㎡以下、総合計面積60㎡以下
数量	2基以下（※）
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

（※）自動車・自転車の駐車場を表示するもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの（駐車場表示広告物等）は除く



屋外広告物の基準改正について

区分	基準
数量	2基以下 ただし、自動車・自転車の駐車場を表示するもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの（駐車場表示広告物等）は除く



⇒基数から除外

屋外広告物の基準改正について

区分	基準
数量	2基以下 ただし、自動車・自転車の駐車場を表示するもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの（駐車場表示広告物等）は除く

現状の問題点

- ①敷地の大きさに関わらず設置出来る基数が変わらない
- ②駐車場表示広告物等で緩和できる建植広告物が少ない
- ③禁止地域等における面積制限に緩和規定がない

屋外広告物の基準改正について

現在の問題点

- ①敷地の大きさに関わらず設置出来る基数が変わらない
⇒どんなに大きな敷地であっても原則2基しか設置できない

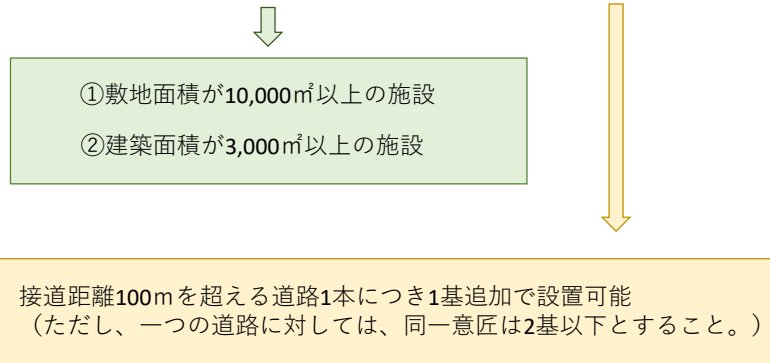


屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

①敷地の大きさに関わらず設置出来る基数が変わらない

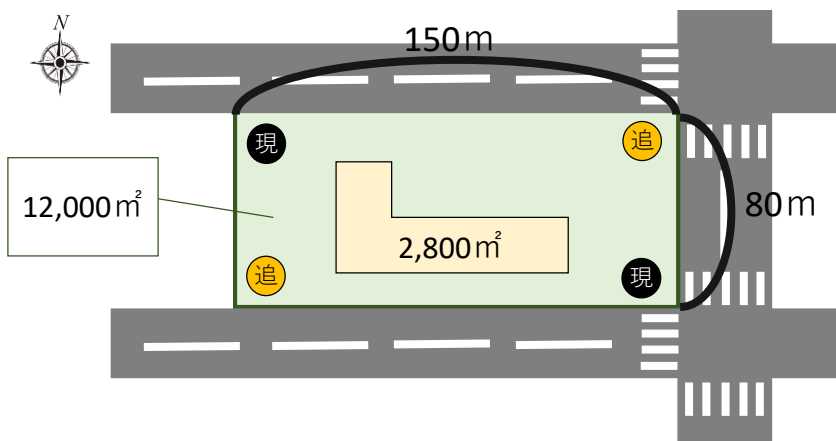
⇒要件を満たす一定規模以上の施設には、設置できる建植の基数を追加



屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

(例) ・敷地面積12,000㎡、建築面積2,800㎡
・3方を道路で囲まれており、北・南側の道路の接道距離150m、東側道路の接道距離80m



屋外広告物の基準改正について

現在の問題点

② 駐車場表示広告物等で緩和できる建植広告物が少ない

駐車場表示広告物等とは

自動車・自転車の駐車場を表示するもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものについては数量に含まない

駐車場表示広告物等の例



【駐車場表示広告物等の条件】

- ① 広告物の規模：必要最小限
(片面 1 ~ 2 m²程度)
- ② 設置位置：出入口付近
- ③ 表記内容：駐車場を表示する内容

屋外広告物の基準改正について

現在の問題点

駐車場表示広告物等にならない例



出口専用の案内



管制のためのもの



出入口付近にない、駐車場を案内するもの

屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

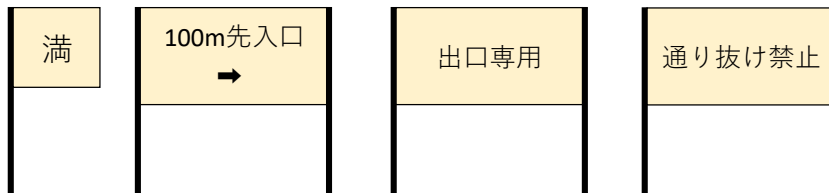
② 駐車場表示広告物等で緩和できる種類が少ない

⇒ 駐車場表示広告物等の範囲の拡大

今後の駐車場表示広告物等（案）

自動車駐車場等の場所を表示するもの、自動車駐車場等への進入路・退出路を表示するもの、満空表示、管制するためのもの等で、駐車場への円滑な誘導のために必要最小限と認められるもの。

【駐車場表示広告物等例】



屋外広告物の基準改正について

現在の問題点

③ 禁止地域等における面積制限の緩和がない

禁止地域等とは・・・

- ・ 指定する用途地域、道路、鉄道の沿線等を禁止地域等として設定
- ・ 原則として広告物の掲出が禁止
- ・ 自家用広告物、管理用広告物、案内誘導広告物等は基準に適合すれば掲出可能

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下）	20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下）	30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下）
数量（※）	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下

※ 駐車場表示広告物等は除く

屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

③禁止地域等における面積制限の緩和がない

⇒各禁止地域の面積制限の半分の面積までを緩和

区分	第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は5㎡以下） 「合計5㎡までは、表示面積の合計から駐車場表示広告物等を除く」	20㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は10㎡以下） 「合計10㎡までは、表示面積の合計から駐車場表示広告物等を除く」	30㎡以下（自己の氏名・店名等以外の表示は15㎡以下） 「合計15㎡までは、表示面積の合計から駐車場表示広告物等を除く」

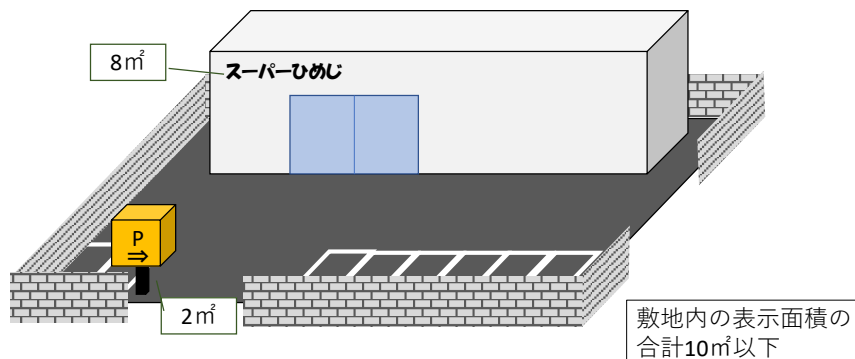
屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

（例）第1種禁止地域に8㎡の店名の広告物を設置した場合

【現行の基準の場合】

全て表示面積の合計に算入されるため、駐車場表示広告物等は2㎡のみ設置しか設置できない



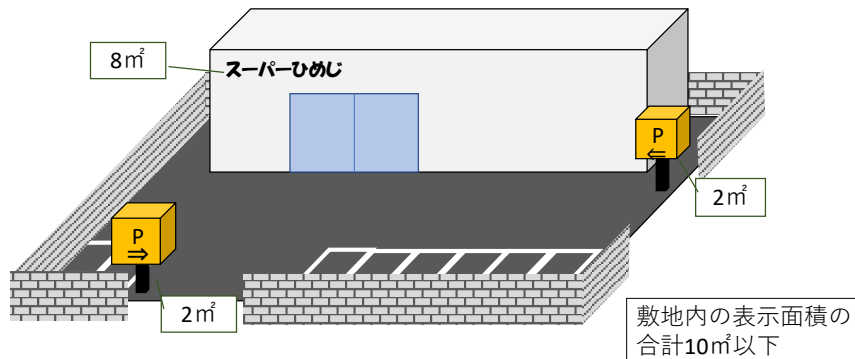
屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性（改正案）

（例）第1種禁止地域に8㎡の店名の広告物を設置した場合

【基準の改正後】

5㎡までは表示面積の合計から除くことが出来るため、最大7㎡まで駐車場表示広告物等の設置が可能



屋外広告物の基準改正について

今後のスケジュール

姫路市景観・広告物審議会（事前審議）
（令和3年12月23日）



姫路市景観・広告物審議会（本審議）
（令和4年2月頃）



施行規則の改正
（令和4年4月1日予定）